

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
保安林の指定予定の通知 (4件)	(森林整備課)	1
漁獲共済の同意成立 (第2号漁業)	(海洋漁政課)	1

告 示

高知県告示第472号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡十和村大井川字横道山2391の3、2393、2394の1、2394の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び十和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第473号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡十和村野々川字野々川平224、字宮ヶ谷240、字宮下416の1

- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び十和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第474号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡三原村亀ノ川字樺山1007の8、1007の11
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第475号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡三原村下切字小黒山982
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第476号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成14年9月17日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

- 甲浦漁業協同組合の地区
第2号漁業
- 興津漁業協同組合の地区
第2号漁業